

船橋市本町駐車場管理規程

船 橋 市

目次

第1章 総則

第1条 趣旨	1
第2条 駐車場の名称	1
第3条 管理者の名称等	1

第2章 駐車場の供用

第4条 供用時間	1
第5条 入出庫の取扱時間	1
第6条 駐車することができない自動車	1
第7条 駐車場への入出庫	1
第8条 駐車場内の通行	2
第9条 遵守事項	2
第10条 立入禁止	2
第11条 駐車拒否	2
第12条 出庫拒否	3
第13条 事故に対する措置	3
第14条 駐車時間の制限	3
第15条 供用の休止	3

第3章 駐車料金等

第16条 駐車料金等	3
第17条 定期券の発行制限	4
第18条 駐車時間	4
第19条 領収証の発行	4
第20条 駐車料金の減免	4
第21条 駐車料金の別払い	4
第22条 駐車料金の不還付	4

第4章 保管責任及び損害賠償

第23条 駐車車両の保管責任	5
第24条 駐車車両の損害賠償	5
第25条 車両の積載物又は取付物等に関する免責	5
第26条 車両又は利用者の損害に関する免責	5
第27条 利用者に対する損害賠償の請求	5
第28条 補則	5

別表	7
----	---

第1号様式 駐車券	8
第2号様式 駐車回数券	9
第3号様式 定期券	11

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この管理規程は、駐車場法（昭和32年法律第106号）第13条の規定に基づき、船橋市本町駐車場の管理に関し、必要な事項を定める。

(駐車場の名称)

第2条 駐車場の名称は、船橋市本町駐車場という。

(管理者の名称等)

第3条 船橋市本町駐車場（以下「駐車場」という。）の管理者（以下「管理者」という。）の名称及び所在地並びに代表者及び住所は、次のとおりとする。

- 一 名称 船橋市
- 二 所在地 船橋市湊町2丁目10番25号
- 三 代表者 船橋市長
- 四 代表者住所 船橋市湊町2丁目10番25号

第2章 駐車場の供用

(供用時間)

第4条 駐車場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。

(入出庫の取扱時間)

第5条 駐車場への入出庫の取扱時間は、午前8時から午後12時までとする。ただし、管理者は、管理上必要があると認めるときは、入出庫の取扱時間を変更することができる。

(駐車することができない自動車)

第6条 駐車場に駐車することができない自動車は、次に掲げるもの以外とする。

- 一 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。）別表第1に掲げる普通自動車であって、長さ5.1メートル、幅1.85メートル、高さ1.985メートル及び原則として重さ2.5トンをそれぞれ超えないもの
- 二 省令別表第1に掲げる小型自動車及び軽自動車のうち、二輪自動車及び三輪自動車以外のものであって、高さ1.985メートル及び原則として重さ2.5トンを超えないもの

(駐車場への入出庫)

第7条 駐車する目的で駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）が駐車場へ入庫するときは、北側出入口若しくは南側入口のいずれかにより係員の誘導、指示に従って駐車位置に入庫したのち、駐車券（第1号様式）の交付を受けるものとする。

2 利用者が駐車場を出庫するときは、所定の駐車場利用料金（以下「駐車料金」という。）を納付し、若しくは回数券（第2号様式）を提出（第21条に定め得る支払い方法を含む。以下同じ。）し、又は定期券（第3号様式）を提示し、係員の誘

導、指示に従って、北側出入口から出庫するものとする。

- 3 船橋市本町駐車場条例施行規則（平成17年船橋市規則第8号。以下「規則」という。）第8条第1項の規定による市長の承認をうけた場合には、同項に規定する一般共通利用回数券を、第2項の回数券と同様に取り扱うことができる。

（駐車場内の通行）

第8条 利用者は、駐車場内（車路を含む。以下同じ。）の車両通行については、道路交通法令の定めるところによるほか、次の事項を守らなければならない。

- 一 標識の表示又は係員の指示に従うこと。
- 二 速度は、時速8キロメートルを超えないこと。
- 三 追越しをしないこと。
- 四 出庫する車両の通行を優先すること。
- 五 警笛をみだりに使用する等のことなく静かに運転すること。

（遵守事項）

第9条 利用者は、駐車場を利用するにあたり、係員の指示に従うほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 所定の場所以外では飲食、喫煙をし、又は火気を使用しないこと。
- 二 空缶、紙屑等を所定の場所以外には捨てないこと。
- 三 料金所等にみだりに立ち入らないこと。
- 四 駐車場内において宿泊しないこと。
- 五 駐車場内の施設、器物又は他の車両及びその積載物若しくは取付物に損傷が生ずる等の事故が発生したときは、直ちに係員に届けること。
- 六 駐車中は、エンジンを必ず停止し、車両を離れるときは、窓を閉じ、ドア及びトランクには施錠して貴重品等の盗難防止を図ること。
- 七 駐車場内においては、営業行為及び演説、募金、宣伝、署名運動その他の行為をしないこと。

（立入禁止）

第10条 駐車場に駐車する自動車の運転者、同乗者、乗客その他用務のあるもの以外の者は、駐車場内に立入りしてはならない。

（駐車拒否）

第11条 管理者は、駐車場が満車になった場合は、駐車券の発行を停止するほか、次の各号の一に該当するときは、駐車を拒否し、又は車両を退出させることができる。

- 一 発火性、爆発性、又は引火性のある危険物を積載し、又は取付けているとき。
- 二 駐車場内の施設、器物又は他の車両及びその積載物若しくは取付物を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。
- 三 著しく悪臭を発する物品を積載しているとき。
- 四 他の車両の駐車を妨げるおそれがあるとき。

五 定期券を不正に使用したとき。

六 その他駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(出庫の拒否)

第12条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、駐車した車両の出庫を拒否することができる。

一 利用者が正当な理由がないのに駐車券を返納しないとき。

二 利用者が出庫するにあたり、駐車料金を納付しないとき若しくは回数券を提出しないとき又は定期券を提示しないとき。

三 第13条に規定する措置をとるために必要があるとき。

(事故に対する措置)

第13条 管理者は、駐車場内において事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、車両の通行止等速やかに必要な措置をとるものとする。

(駐車時間の制限)

第14条 利用者は、管理者が特に認めた場合のほか、同一車両を引続き2日間を超えて駐車させてはならない。

2 管理者は、前項の規定により2日間を超えて駐車している車両については、当該車両の所有者への引取要請等必要な処置を講ずるものとする。この場合において、引き取りに要する経費は、当該車両の所有者の負担とする。

(供用の休止)

第15条 管理者は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

第3章 駐車料金等

(駐車料金等)

第16条 駐車料金の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 普通利用料金及び泊利用料金に係る駐車料金の額については、回数券を発行することができる。

3 前項に規定する回数券の額は、1割以内の割り引きをした額とする。

4 定期利用料金に係る駐車については、定期券を発行するものとする。ただし、駐車場所を特定し、または優先して駐車することができる旨の特約をすることはできない。また、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）第1条第2項第1号に規定する書面についても、発行しない。

5 定期券の交付を受けようとする者は、定期券交付申請書により有効期間の開始日の7日前から申請することができる。ただし、既に定期券の交付を受けている者が、その有効期間の更新をしようとする場合においては、既に交付を受けている定期券の提出をもって、定期券交付申請書の提出に代えることができる。

6 定期券の発行手数料は、徴収しない。

7 定期券の再発行に際しては別表による実費を徴収する。ただし、管理者の責めに

帰すべき事由による場合はこの限りでない。

8 第2項及び第4項の規定により回数券又は定期券の発行を受ける者は、その発行のときに当該料金を納付しなければならない。

9 第2項に規定する回数券は、規則第8条第1項の規定による市長の承認を受けた場合には、同項に規定する指定管理者共通利用回数券として発行することができる。
(定期券の発行制限)

第17条 定期券は、普通利用及び泊利用の妨げとならない範囲内の台数分について発行するものとする。

(駐車時間)

第18条 駐車料金を算出するための駐車時間は、駐車券に記入された入庫から出庫までの時間とする。

(領収証の発行)

第19条 駐車料金を徴収したときは、領収証を納入者に交付しなければならない。ただし、事前精算機または料金計算機によりレシートを発行する場合はこの限りではない。また、納入者から領収書及びレシートについて不要である旨の意思が示された場合、これを発行しないことができる。

(駐車料金の減免)

第20条 次に掲げる自動車が駐車するときは、駐車料金を減免することができる。

一 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車

二 駐車場付近において、国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うために使用する自動車

三 駐車場に係る火災予防のための立入検査又は電気、ガス、水道、通信等の工事、点検等の用に供する自動車

四 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者その他これに準ずる者として市長が認める者が運転し、又は同乗する自動車

2 前項第1号から第3号までに掲げる自動車を駐車させるときは、料金を免除する。

3 第1項第4号に掲げる自動車を駐車させるときは、駐車開始時刻から引き続き1時間を経過するまでの料金を免除する。

(駐車料金の別払い)

第21条 大量に買入れる回数券の料金支払いについては、別に管理者が定めるところにより、一括別払いの方法をとることができる。

(駐車料金の不還付)

第22条 既に納入された料金は、還付しない。ただし、定期利用に係る料金については、駐車場の休止その他特別の理由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。

2 前項ただし書きの規定に基づき、定期利用に係る料金を還付する場合の額は、当該供用の休止により定期券を使用できなくなった日数を30で除した数に、当該定期券に係る定期利用の料金の額を乗じて得た額とする。

第4章 保管責任及び損害賠償

(駐車車両の保管責任)

第23条 管理者は、駐車する車両の保管責任を負うものとする。

(駐車車両の損害賠償)

第24条 管理者は、その責めに帰すべき理由により車両を損傷又は滅失したときは、その車両の時価、損害の程度を勘案してその損害を賠償するものとする。

(車両の積載物又は取付物等に関する免責)

第25条 管理者は、駐車車両の積載物又は取付物及び車両内に留置された物品等に関する損害については、一切賠償責任を負わない。

(車両又は利用者の損害に関する免責)

第26条 管理者は、次の事項に該当する理由によって生じた車両又は利用者の損害については、賠償責任を負わない。

- 一 天災、地変、浸水その他不可抗力による事故
- 二 車両又は積載物及び取付物の瑕疵及び積載物若しくは取付物の性質による事故
- 三 駐車場内における衝突、接触その他の事故
- 四 第13条の規定による措置によるもの

(利用者に対する損害賠償の請求)

第27条 管理者は、利用者の責めに帰すべき理由により損害を受けたときは、その利用者に対して損害賠償を請求するものとする。

第4章 補 則

(補則)

第28条 この管理規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めることができる。

附 則

この管理規程は、平成5年2月24日から施行する。

附 則

この管理規程は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この管理規程は、平成10年6月1日から施行する。

附 則

この管理規程は、平成10年11月14日から施行する。

附 則

この管理規程は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

この管理規程は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この管理規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この管理規程は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この管理規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この管理規程は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この管理規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この管理規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この管理規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この管理規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この管理規程は、令和6年3月8日から施行する。

附 則

この管理規程は、令和6年4月1日から施行する。

別 表

区分	単 位		金 額	備 考
普通利用	最初の1時間までにつき		320円	入庫後30分未満で出庫する場合は2分の1の額とする。
	超過時間30分までごとにつき		150円	
	午前8時から午後12時まで当日1回につき最大料金		1,500円	
泊利用	午後7時から翌日の午前8時30分までにつき		1,000円	午後12時以前の出庫については、普通利用料金とする。午前8時30分以降の出庫については、30分までごとに150円を加算する。
定期利用	全日	午前0時から午後12時までの1箇月につき	30,000円	定期利用時間以外に駐車料金は、定期利用時間に継続して利用し、出庫するときは超過時間30分までごとの金額を30分ごとに加算した額とし、その他の場合は普通利用の金額とする。
	昼間	午前8時30分から午後7時までの1箇月につき	17,000円	
	夜間	午後7時から翌日午前8時30分までの1箇月につき	15,000円	
再発行 定期券	定期券再発行1枚につき		700円	管理者の責めに帰すべき事由による場合は徴収しない。

(入庫日時)

(出庫日時)

駐 車 券
(PARKING TICKET)

船橋市本町駐車場

営業時間 8:00～00:00

TEL 047-420-2110

車両番号 — 区分

再発行 号 車室

1. 駐車券は、折ったり、曲げたり、濡らしたり、磁気のあるものに近付いたりしないでください。
2. 駐車券は車内に放置しないでください。
3. 車のドア、トランク、窓は必ず閉めてください。

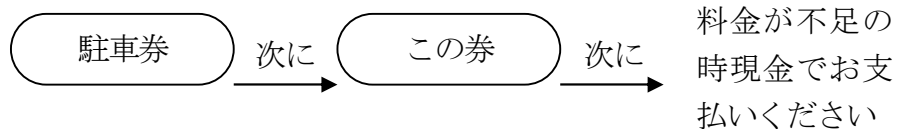
自動車駐車回数券

円券

《注意事項》

- 本券を利用した場合は、上記の料金が無料となります。
す。
- 本券を折り曲げたり、磁気・湿気に近づけたりしないでください。
- 額面以下の料金精算時、お釣りが出ませんのでご注意ください。

《精算手順》



船橋市本町駐車場

TEL : 047-420-2110

定期駐車券

営業時間 8 : 0 0 ~ 0 0 : 0 0

船橋市本町駐車場

TEL 047-420-2110

全日

昼間

夜間

定期券番号

車両番号